

陳情第 6 号

令和3年11月17日

長崎市議会 議長
井上 重久 様

陳 情 書

個人の土地を市が長期に渡り不当使用の件
に付き早急に解決を望む

長崎市新地町5の4
鳥居丈平



土地不当使用の経緯

油屋町 46 番の土地については、都市計画道路（本石灰町道路拡張工事～崇福寺方面への道路拡張工事）に該当する土地として市との協議の結果、2 回（19 m²、28.49 m²）に分けて買収するとのことであった。

19 m²（分筆により 46 番 2）については、昭和 41 年 1 月 17 日に買収、分筆、所有権移転登記されている。

しかしながら、28.49 m²については、道路部分として非課税（昭和 42 年 4 月から）の扱いになっているが、その後も、買収、分筆、所有権移転の話もないまま、現在まで放置され不当に使用されている。

（説明資料）

1. 地権者 XXXXXXXXXX と市とのやり取り時系列
2. 当時の参考資料
3. 現地の地図

私は、地権者 [REDACTED] の長女の夫、鳥居丈平です。宜しく
お願いします。

令和2年2月税理士事務所と税金の打ち合わせをした時に
固定資産納税通知書と登記簿謄本に記載された土地の面積
の違いに気づいた。

謄本に記載された面積よりも納税通知書の面積が28.49㎡
狭く記載されていた。

2月14日市役所用地課へ出向き職員3名が応対し説明を求
めたが原因は解らないと言う。

用地課職員と一緒に税務課へ行き、税務課職員に問うた。

1. どうして資産納税通知書と登記簿謄本との面積が違うの
か？

答 解りません。

2. ではどうして昭和42年から28.49㎡に対して非課税になっ
ているのか？

答 解りません、よく有る事です。

3. 非課税になっている部分はどこか？

答 解りません。

不遜で不誠実な応対である。

(資料有り)

再度用地課へ戻るも、職員の“暴言と威嚇行為”を受ける。

(資料有り)

令和2年3月13日 市の要請により紛争地の場所、面積を
特定の為、境界確認と図面作製に取りかかる。

並行して用地課に解決策を問うが、一向に埒が明かない。

5月2日現地に用地課職員3名が来た、用件は問題の土地28.49㎡(歩道)を、市に寄付して貰う事になると言う。その寄付に関わる書類まで持ってきた。

「問題点」

昭和41年1月に市は本件紛争地の隣地46-2黄色部分を買収し分筆、所有権移転登記をしている。

翌年42年に紛争地46-1番地一部(歩道28.49㎡)を非課税にしている。

どうして、この時で買収、分筆、所有権移転登記をしなかったのか？

市はここに至るも、説明も謝罪もなし。

5月12日松浦土木部長と面談、当方の考えをつたえる。

- イ・現在の実勢価格相当で、買い取ってもらう。
 - ロ・昭和42年以降現在までの賃借料として地権者に支払う。
 - ハ・和解金か見舞金として支払う。
- 二・現在まで問題処理を放置した事を謝罪する事。

副市長、市長にも報告する様に伝える。

上記イ・ロ・ハ・に関して、市には金額を決定出来る者が居ないとの事。そうかと言って、裁判までするつもりはないとの事である。

7月29日土木部長他職員2名同席、副市長とも相談をしたが妙案が出て来ないとの事。市、部長より下記の提案有り
裁判で争うのではなく、裁判所への「調停申し立て、」を行ったらどうかとの勧めが有り、これに従い「調停申し立て」を

する事にした。

「調停申し立て」

1回目： 令和3年1月5日

市当局者は欠席、当方は、鳥居、妻、妹と3名が出席

2回目： 令和3年2月4日

裁判官が当方の意見を聞いた後、冒頭より市の方から「調停に応じる気は全くありません」との事。

10分で終了閉廷。調停委員も驚き

市の方からの提案で、調停に応じたのに、この対応はないだろう。

2月8日(月)調停の結果を受け、土木部長室へ出向く部長、課長に調停の結果対応について、質すと「すいません、こんな筈では無かったのに、すいません。」との返事。

全く話しにならないし、情けない。

1. 市長へ公開質問状をだす。
2. 市議会へ陳情書をだす。
3. マスコミに公表して市民に問う。

上記の事を伝える。

2月19日(金)部長より上記の事に対して、市三役と相談したが案が無いとの返事。竹内課長が再度裁判にしないかと言う、鳥居さんがしなければ、市の方からする事も出来る

と仰いだした。当初から市は裁判にする気はありませんと、言っていたのに真意が解らない。又、竹内課長が土地の代金は当時支払ったかもしれない、と仰いだした。その証拠を出しなさいと言って、1週間時間を与えた。

2月26日(金) 竹内課長より電話あり、当時の資料を探したが何も無いと言う。話にならない。

3月4日(木) 現地油屋町で、松浦部長、竹内課長と話し合い。解決に向けての進展は全くなし、竹内課長が又、裁判にする気は無いですかと言う。

個人が自治体を相手に裁判をすると言う事は、どれほどの時間と、労力と、費用を要するか、市民の立場を全く理解していない。

そもそもの原因は、貴方達の先輩が職務怠慢で起きた事案ではないか、しかも約10年後に地権者[REDACTED]はこの事を、市当局に問正しているではないか。(資料有り)

その問に対して、何の返答もないまま約50年問題を放置し今日に至っている。正にこの件は行政が、貴方達が解決すべき問題でしょう。と伝え、市長との面会日程を確認して別れる。

3月29日(月) 14:00 市長との面談

本件は過去の都市計画に基づいて進めて来た事業であり、その過程での市役所先輩のミスである。その処理を現在の行政の当事者が解決するのは、当然の責務と思う。

又、簡単に裁判にしないか、と言うがその事は、問題を司法へ丸投げすると言うことで、取りも直さず自分達の仕事を放棄する事です。

私は、この件で昨年の2月より始まり、市役所の関係部署、用地課、資産税課、土木部でどれだけ不愉快な思いをしたか、これが市民の為の役所かと愕然としました。

これが、現場の実態であります。

本件につき、早急に解決する事をお願いして、面談をおわる。

4月9日（金）松浦土木部長と面談、市長との面談後の話を聞く。今、別の弁護士に何かよい方法はないかと相談をしているとの事。

4月30日（金）松浦部長より、本件を認めれば、他に数千件も有り影響が大過ぎる、との事。

5月14日（金）松浦部長より、市3役とも相談したが、やはり裁判しか方法はないのではないかと、との返事である。

6月1日 当方、弁護士2名、司法書士1名と相談
結論、3名共、本件は行政当事者が解決すべきと判断した。（当初より相談をしており、内容は熟知している。）

11月5日 市長との2回目の面談

市長曰く、ネックになるのが2点ある。

1. 事実認定が難しい。（市に資料が一切ないので）
2. 時効の権利がある。

本件が発覚して以来、1年9ヶ月が経過。市の発言はころころ変わり、全く進展がなく今日にいたる。

来週11月7日の週前半に今後についての返事待ち。

11月12日竹内課長より返事あり、市長、三役多忙の為

進展なし。

令和3年11月13日